



2018年6月7日

各 位

上場会社名 株式会社NIPPO
代表者 代表取締役社長 岩田 裕美
(コード番号 1881 東証第1部、札幌既存)
問合せ先 執行役員総務部長 斉藤 直志
(TEL 03-3563-6751)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、東京都、東京港埠頭株式会社および成田国際空港株式会社が発注する特定舗装工事に関する独占禁止法違反行為によりまして、国土交通省関東地方整備局から、本日付にて、下記のとおり建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

関係者の皆さま方には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたし、深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、コンプライアンス体制の強化と再発防止の徹底を図るとともに、全力を挙げて信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲
全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事又は民間工事に係るもの
2. 停止を命じられた期間
2018年6月22日から2018年7月21日までの30日間
3. 業績に与える影響
業績への影響につきましては、今後の状況等に応じて適時に開示してまいります。

以 上

-
- 注1 「舗装工事業に関する営業」とは、注文者から舗装工事を請け負う営業をいいます。
- 注2 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除きます。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいいます。
- 注3 「民間工事」とは、上記注2 以外の建設工事をいいます。